

脳・心臓疾患（過労死）事例調査票

- 1、記入年月日 2004年（ ）月（ ）日
- 2、記入者氏名（ ）（所属）（ ）
（連絡先）＜住所＞〒
（電話） （FAX） （Eメール）
- 3、被災者の属性
 - (1) 被災者の性別（○を）（男、女）
 - (2) 生年月日（ ）年（ ）月（ ）日
 - (3) 発症の年月日（ ）年（ ）月（ ）日
- 4、死亡の年月日（ ）年（ ）月（ ）日
- 5、その時の年齢（ ）歳
- 6、(1) 被災者の住所（ ）
(2) 勤務地（ ）
- 7、被災者の勤務・業務状況
（ ）
- 8、所属事業所の業種（該当するものに○を）
 - (1) 1) 民間 2) 公務 国家 地方
 - (2) 1) 建設業 2) 製造業 3) 金融・保険・証券業 4) 運輸業 5) 通信業
6) コンピューター関連 7) 放送 8) 新聞・出版・印刷 9) 広告・不動産業
10) 卸・小売業 11) 医療 12) 福祉 13) 教育 14) 公的サービス 15) 自営
16) 農林業 17) 漁（水産）業 18) その他（ ）
- 9、(1) 発症時の職種（ ）(2) 役職（ ）
(3) 経験年数（ ）年（ ）カ月
- 10、発症時の雇用形態（該当するものに○を）
 - (1) 1) 正規職員 2) 非正規職員
 - (2) 非正規の場合
1) 派遣社員 2) 契約社員 3) 他会社からの出向者 4) 定年退職者の嘱託
5) パート 6) アルバイト 7) 臨時職員
- 11、労働要因の関与について（新基準の労働態様に関連）（被災発生時期と関連して）
 - (1) 所定労働時間（就業規則上）は何時間ですか？ 週（ ）時間
 - (2) 所定外（残業）労働時間（期間・1ヶ月、6ヶ月、1年）はどれぐらいですか？
発症前1ヶ月前1ヶ月当たり（ ）時間
6ヶ月前1ヶ月当たり（ ）時間
1年前1ヶ月当たり（ ）時間
 - (3) サービス（ただ働き）残業時間はありますか？
発症前1ヶ月前1ヶ月当たり（ ）時間
6ヶ月前1ヶ月当たり（ ）時間
1年前1ヶ月当たり（ ）時間

(4) 持ち帰り残業はありますか？

発症前1ヶ月前1ヶ月当たり () 時間

6ヶ月前1ヶ月当たり () 時間

1年前1ヶ月当たり () 時間

(5) 通勤時間 往復 () 時間 () 分

(6) 休日の取得 発症前1ヶ月 () 日 発症前6ヶ月前合計 () 日

(7) 有給休暇の取得日数

発症前1ヶ月 () 日 発症前6ヶ月合計 () 日

12、主な勤務形態 (該当するものに○を)

1) 常日勤 2) 交替勤務 (二交替 三交替 変則交替) 3) 常夜勤 4) 変形労働時間制

5) 裁量労働制 6) フレックスタイム 7) その他 ()

13、上記で勤務形態が交替制、常夜勤の場合

(1) 深夜勤務 (22時～5時までを含む) の回数

発症前1ヶ月 () 回 発症前6ヶ月 () 回

(2) 発症まで従事していた深夜勤務の期間 () 年

14、出張回数

(1) 発症前1ヶ月間の出張日数 () 日 発症前6ヶ月間の出張日数 () 日

15、作業環境 (温度環境、騒音、時差) に問題がある場合 (該当するものに○を)

1) 温度環境 2) 騒音 3) 時差

16、日常的に肉体的、精神的負荷の大きな精神的緊張を伴う業務、発症に近接した時期における肉体的、精神的負荷の大きな精神的緊張を伴う業務に関連する業務や出来事がある場合 (該当するものに○を)

(1) 日常的に肉体的、精神的負荷の大きな精神的緊張を伴う業務

1) 常に自分他人の生命、財産が脅かされる危険を有する業務

2) 危険回避責任がある業務

3) 人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務

4) 極めて危険な物質を取り扱う業務

5) 会社に多大な損失をもたらすような重大な責任のある業務

6) 決められた時間 (納期等) どうりに遂行しなければならないような困難な業務

7) 顧客との大きなトラブルや複雑な労使紛争の処理、困難な教育等を担当する業務

8) 周囲の理解や支援のない状況での困難な業務

9) 複雑困難な新規事業、会社の建て直しを担当する業務

(2) 発症に近接した時期における肉体的、精神的負荷の大きな精神的緊張を伴う業務に関連する出来事

1) 労働災害で大きな怪我や病気をした

2) 重大な事故や災害の発生に直接関与した

3) 悲惨な事故や災害の体験 (目撃) をした

4) 重大な事故 (事件) について責任を問われた

5) 仕事上の大きなミスをした

6) ノルマ (目標管理) が達成できなかった

- 7) 異動（転勤、配置転換、出向等）があった
 8) 上司、同僚、顧客等との大きなトラブルがあった
 9) 降格、減給 10) 失業・倒産
 11) 職場でのいやがらせ、イジメ、暴行があった
- 17、発症した病気について
 (1) 最終病名 ()
 (2) 転帰（発症後の状況）（該当するものに○を）
 1) 死亡 2) 寝たきり 3) 介護必要 4) 就労不可だが生活自立
 5) 転職して部分就労 6) 元の仕事で部分就労 7) 転職して通常就労
 8) 元の仕事で通常就労
- 18、発症時の病気の状況（分かる範囲で記入してください）
- 19、被災者の発症前の健康状態
 1) 高血圧 2) 糖尿病 3) 高脂血症 4) 肥満 5) その他 ()
 6) 基礎疾患なし
- 20、被災者の発症前の生活習慣（分かる範囲で記入して下さい）
 (1) タバコは 1) 吸う（1日 本） 2) 吸わない
 (2) アルコールは 1) 飲む（量は ） 2) 飲まない
 (3) 運動・スポーツは 1) 習慣的に行なう 2) 習慣的に行なわない
 (4) 睡眠時間
 発症前1ヶ月1日 () 時間 最低 () 時間 最高 () 時間
 発症前6ヶ月1日 () 時間 最低 () 時間 最高 () 時間
 発症前1年 () 時間 最低 () 時間 最高 () 時間
 (5) 食事（該当するものに○）
 1) 朝・昼・夕食だいたい決まった時間に食べる
 2) 朝・昼・夕食食事時間がバラバラ
 3) 朝・昼・夕食食べない（ぬく）ことが多い
 4) 平日夕食は普段家族と食べる
 5) 平日夕食をほとんど家族と食べない
- 21、仕事（業務）と病気発症との関係（因果関係）をどのようにとらえていますか
- 22、労災認定の業務上・外について
 (1) 現在係争中（該当するものに○）
 1) 労働基準監督署 2) 労働局審査会 3) 中央審査会
 4) 基金支部 5) 基金支部審査会 6) 基金本部審査会
 5) 地方裁判所 6) 高等裁判所 7) 最高裁判所

(2) 業務（公務）上と認定された

認定された理由（該当するものに○）

- 1) 発症前1ヶ月間100時間以上の時間外労働
- 2) 発症前2ヶ月間80時間以上の時間外労働
- 3) 時間外労働は45～80時間未満であったが認められた
(過重だと認められたのは次のうちどれですか)
 - a) 不規則な勤務
 - b) 拘束時間の長い勤務
 - c) 出張の多い業務
 - d) 交替制勤務・深夜勤務
 - e) 作業環境
 - g) 精神的緊張を伴う業務
- 4) 異常な出来事があった
- 5) その他
(何が過重だと評価されましたか)
()

(3) 業務（公務）外とされた

(認定されなかった理由) (該当するものに○)

- 1) 時間外労働が45時間以内であった
 - 2) 時間外労働は45時間以上であったが過重負荷がないと判断された
 - 3) 発症病名が脳内出血・脳出血（くも膜下出血、脳梗塞、高血圧脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止、解離性大動脈瘤）以外であった
 - 4) 発症6ヶ月以上前に過重負荷があったが評価されなかった
 - 5) その他
- (4) 上記5) と回答された方へ
(認定されなかった理由を記入して下さい)

(5) 認定されなかったことに対する意見

23、この事例の経験を通じて、職場で今後このような事例を出さないために何が必要と考えられましたか

調 査 同 意 書

本調査は過労死・過労自殺の業（公）務上となった事例あるいは業（公）務外とされた事例を収集して、脳・心臓疾患（過労死）と精神障害等・自殺（過労自殺）の新しい労（公）災認定基準の妥当性と認定基準運用の問題点を明らかにすることを目的としており、別紙の調査票に基づいて調査を行います。

調査結果は働くもののいのちと健康を守るセンターの機関紙誌で発表することや過労死に関わる研究会、研究集会などで発表する予定です。

本調査ではプライバシーが厳守され、記載された調査用紙は厳重に管理されます。また、調査目的以外には記載された調査票が使用されることはありません。

以上を確認し、働くもののいのちと健康を守る全国センターが行う脳・心臓疾患（過労死）と精神障害等・自殺（過労自殺）事例調査について同意致します。

年 月 日

（署名） 本 人

家 族（遺 族）：

<連絡先> 働くもののいのちと健康を守る全国センター
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館6F
電話 03-5842-5601 FAX 03-5842-5602
e-mail info@inoken.gr.jp 担当事務局 佐々木昭三